

【運営推進会議について】

1 運営推進会議は設置しなければならないのか？

「水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例」において、事業者が設置すべきものとして規定されています。合わせて、運営推進会議に対し事業者が活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

よって、運営推進会議の設置、開催等については運営基準上の義務であり、議事録の作成と公表も必要です。

2 運営推進会議は何のために設置するのか？

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」において、「利用者、市町村職員、地域住民等の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するもの」と記載されています。

3 運営推進会議の参加者は？

「水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例」においては（地域密着型通所介護の場合）、

- ・利用者、利用者の家族
 - ・地域住民の代表者
 - ・市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員
 - ・地域密着型通所介護について知見を有する者等
- ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、上記に加えて「地域の医療関係者」が含まれます。

と規定されています。これら全ての関係者が参加することは難しいと思いますが、少なくとも外部の者が1名以上（市職員又は地域支援センター職員を除く）含まれるようにしてください。

4 運営推進会議の議題は？

主には「活動状況の報告」が挙げられます。具体的には以下の内容が想定されます（例示）。

- ・事業所の運営方針や特色（年度1回目の開催や変更等が生じた場合に）
- ・運営状況（日々の活動内容、利用者の様子、新たに始めた取組、利用者数や平均介護度の推移など）
- ・研修やその他従業者の資質向上に係る取組の実施状況
- ・苦情や事故等の発生状況及び対応等
- ・前回の会議における懸案事項等への取組状況

- ・地域との交流や災害協力等の状況

その他の議題としては、

- ・利用者等からの意見，要望等の聴取
- ・地域からの意見，要望等の聴取
- ・今後に向けた課題等

なお，サービスにより開催頻度は異なりますが，事業者は運営推進会議に対して「活動状況を報告し，評価を受けるとともに，必要な要望，助言等を聴く」ことが求められています。そのため，一方的な報告だけで終了するのではなく，なるべく双方向的な会議となるように配慮してください。

また，「運営基準上の義務なので仕方なく開催する」という考え方ではなく，「より良い地域密着型サービスを提供するための意見交換の場」と捉え，積極的な姿勢で開催に臨んでください。

5 運営推進会議の議事録は作成しなければならないのか？

議事録については，作成及び公表が義務付けられています。会議での報告事項やどのような意見が出たのか，といった会議の概要をまとめた議事録を作成の上で，事業所内の見やすい場所へ掲示する，又は事業所 HP へ掲載するなどにより公表してください。